

# 兵庫県公報

平成24年3月21日 水曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

公安委員会規則	ページ
○ 金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則 .....	1

## 公布された法令のあらまし

### ●金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第2号）

民法の一部改正により、未成年後見人に法人を選任することができるものとされること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

## 公安委員会規則

金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年3月21日

兵庫県公安委員会  
委員長 下村俊子

### 兵庫県公安委員会規則第2号

#### 金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則

金属くず営業条例施行規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号エ中「除く」の右に「。以下同じ」を加え「にあっては、法定代理人の同意書」を「で金属くず営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているもの」にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面（金属くず商の相続人である未成年者で金属くず営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないもの」にあっては、被相続人の氏名及び住所並びに金属くず営業に係る営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るアからウまでに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号アからエまでに掲げる書類）」に改める。

様式第1号中

「

フリガナ
氏名
生年月日
住所

」

を「

フリガナ
氏名 又は名称
生年月日

住 所 又 は
主 た る
事 務 所 の
所 在 地

」

に改める。

様式第11号中「兵庫県警察本部生活安全部生活環境課」を「兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課」に改める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。ただし、様式第11号の改正規定は、平成24年 3月22日から施行する。